

【趣旨】

- 父島・母島に観光船等の外航船・内航船が入港する際には、複数の関係機関（植防・税関等）が、所管法令等に基づく対応を実施しているところ。
- それに加え、世界自然遺産である「小笠原」の自然環境保全を図る上で、外来種が非意図的に船舶から小笠原に持ち込まれることを防ぐ必要があることから、環境省・小笠原村が中心となって対応方針を作成。
- 8月末で関係者の合意を得られたため、今後、この方針を実施していく予定。



【対応方針（概要）】

- 入港情報があれば、「外航船・内航船の入港に係る行政機関」のみならず、世界遺産事務局の行政機関にも連絡。
- 上陸前に、船主に留意事項を記載した手紙を送信するなどして、上陸時に「足拭きマット（又は、ハードタイルブラシと酢酸スプレー）」での外来種対策を行う必要性をアナウンス。
- 実際の上陸時には、環境省の呼びかけにより、関係者が可能な範囲で対応。上陸者に外来種対策を勧奨する。